

令和7年1月 時津町農業委員会総会

日時 令和7年1月24日（金曜日）16時30分～17時

場所 時津町役場第2庁舎3階会議室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号第1-62号）

日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号第1-63号）

日程第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出（受付番号第1-59号）

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出（受付番号第1-60号）

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出（受付番号第1-61号）

報告第4号 農地転用許可不要案件（農業用施設）届出書（受付番号第1-64号）

3. 出席委員

○農業委員（10名）

1番 朝長 克二 2番 吉川 博美 3番 坂本 敬治

4番 欠席 5番 高橋 達男 6番 溝上 勝也

7番 池田 稔 8番 濱田 信 9番 渡辺 洋一

10番 水口 直樹 11番 辻 文美

○農地利用最適化推進委員（3名）

1番 岳田 稔人 2番 溝上 直美 3番 植田 秀之

4. 議事録署名人 9番 渡辺 洋一 10番 水口 直樹

議事録

○議長 皆さんこんにちは。今年初めての総会になります。今年もよろしくお願ひします。ただ今の出席委員は農業委員10名、推進委員3名であります。会議規則第7条の規定の定数に達しておりますので、これより令和7年1月農業委員会総会を開催いたします。日程第1、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は、会議規則第14条の規定に基づき、9番渡辺委員、10番水口委員を指名いたします。日程第2、議案第1号について事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第1号について説明いたします。1ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請です。譲受人は長崎市滑石〇〇、〇〇さん、譲渡人は長崎市大宮町〇〇、〇〇さん、農地は元村郷〇〇外1筆、地目は畑、地積合計は404㎡です。売買による所有権の移転で設定期間は永久です。申請理由については、譲受人は自己所有の農地と隣接しており現在、荒地となっているため、譲渡人は高齢により耕作ができなくなったためです。市街化調整区域の第2種農地で農作業従事者は2名、従事日数は170日、譲受人経営面積は791㎡です。なお、元村郷〇〇の農地については現在、〇〇さんと〇〇さんともう1人が1/3ずつの持分で所有しており、今回、〇〇さんの1/3の所有権を〇〇さんに移転するものです。2ページ以降は許可申請書です。作付け予定作物は野菜で、譲受人とその妻をあわせて年間170日従事しています。自然農法で野菜作りをしており、肥料・農薬を使用しないため周囲への影響はありません。8ページの上段は位置図、8ページ下段と9ページは現況写真です。申請農地は〇〇の北東側です。以上です。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、議案第1号に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって、議案第1号は許可することに決定いたします。日程第3、議案第2号について事務局は説明

をお願いします。

○事務局 議案第2号について説明いたします。10ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請です。譲受人は西時津郷〇〇、〇〇さん、譲渡人は西時津郷〇〇、兄の〇〇さん、農地は西時津郷〇〇、地目は畑、地積は340㎡です。売買による所有権の移転で設定期間は永久です。申請理由については、譲受人は10年間耕作補助していた申請地を自作地として取得し、新規就農を目指すもの、譲渡人は譲受人から相談があったためです。市街化調整区域の第2種農地で農作業従事者は1名、従事日数は200日、譲受人経営面積は340㎡です。なお、西時津郷〇〇の農地については、〇〇さんと〇〇さんが1/2ずつの持分で所有していましたが、今回、〇〇さんの1/2の所有権を〇〇さんに移転するものです。11ページ以降は許可申請書です。作付け予定作物は野菜で、春から夏にはミニトマト、じゃがいも、なすび、秋から冬にはえんどう豆、ブロッコリー、キャベツなどを予定しており、〇〇さんが年間200日従事予定です。16、17ページは位置図です。〇〇の北側付近です。18ページは現況写真です。以上です。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、議案第2号に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって、議案第2号は許可することに決定いたします。日程第4、報告が4件あります。事務局は説明をお願いします。

○事務局 報告事項について説明いたします。まず、報告第1号ですが21ページをご覧ください。農地法第3条の規定による届出、相続による所有権の移転です。相続人は元村郷〇〇、〇〇さん、被相続人は元村郷〇〇、〇〇さん、農地は元村郷〇〇外2筆、地目は畑と田、地積合計は3,741㎡です。権利を取得した日は令和6年12月10日で所有権移転登記申請を行った日です。権利を取得した事由は令和6年4月6日の相続です。農業委員会によるあっせん等の希

望はありません。22ページは届出書、24ページ上段は位置図、下段と29ページは現況写真です。届出農地は〇〇の南西側付近の農地です。

次に報告第2号ですが26ページをご覧ください。農地法第3条の規定による届出、相続による所有権の移転です。相続人は野田郷〇〇、〇〇さん、被相続人は同住所で母の〇〇さん、農地は野田郷〇〇外4筆、地目は畑、地積合計は2,918.17㎡です。権利を取得した日は令和6年12月20日で所有権移転登記申請を行った日です。権利を取得した事由は令和6年3月12日の相続です。農業委員会によるあっせん等の希望はありません。27ページは届出書、28ページ上段は位置図、下段は現況写真です。届出農地は〇〇の東側の農地です。

次に報告第3号ですが29ページをご覧ください。農地法第3条の規定による届出、相続による所有権の移転です。こちらは先ほどの報告第2号の関連です。相続人は野田郷〇〇、〇〇さん、被相続人は同住所で母の〇〇さん、農地は久留里郷〇〇外9筆、地目は畑、地積合計は5,775㎡です。権利を取得した日、権利を取得した事由は、報告第2号と同じです。こちらも農業委員会によるあっせん等の希望はありません。30ページは届出書、32ページ上段は位置図、下段は現況写真です。届出農地は〇〇の北東側の農地です。

次に報告第4号ですが33ページをご覧ください。農地転用（農業用施設）届出書です。届出人は浜田郷〇〇、〇〇さん、農地は浜田郷〇〇外3筆、地目は田、地積合計は573.13㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。届出人は倉庫を建設するため届出を行うものです。工期は令和7年1月末から3月末、倉庫の面積は122㎡です。200㎡未満の農業用施設につきましては農地転用許可不要案件となっていますので届出の提出となっています。34ページは届出書、35ページは位置図です。農地は〇〇の南側付近です。36ページは現況写真、37ページは倉庫の配置図です。以上で報告事項の説明を終わ

ります。

○議長

報告事項について、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら報告を終わります。以上を持ちまして、本日の総会は閉会します。次回の総会は2月25日（火）午前10時から第2庁舎3階会議室で開催します。